

甲賀市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び甲賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、甲賀市の人事行政の運営等の状況について公表します。

目次

1	任免及び職員数に関する状況	1
2	人事評価の状況	3
3	給与の状況	4
4	勤務時間その他の勤務条件の状況	7
5	休業に関する状況	8
6	分限及び懲戒処分の状況	9
7	サービスの状況	9
8	退職管理の状況	10
9	研修の状況	10
10	福祉及び利益の保護の状況	11
11	公平委員会の業務の状況	13

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

①採用の状況（平成30年度）（単位：人）

職種区分	採用者数
一般行政	12
一般行政（社会人）	8
保育士・幼稚園教諭	9
保健師	2
看護師	2
派遣職員	5
合計	38

※ 採用者数は、平成30年4月2日から平成31年4月1日までの採用者数です。

※ 派遣職員とは、県からの割愛派遣等（警察職員、教員、医師等）を言います。

②試験の状況（平成30年度）（単位：人）

試験区分	受験者数			合格者数			合格率	
	計	男	女	計	男	女		
競争	行政（初級）	10	5	5	2	0	2	20.0%
	行政（上級）	51	39	12	8	7	1	15.7%
	行政（社会人経験者）	32	22	10	8	3	5	25.0%
	行政（土木）	2	2	0	0	0	0	0.0%
	行政（学芸員）	9	8	1	1	1	0	11.1%
	行政（心理士）	3	2	1	1	1	0	33.3%
	看護師	2	1	1	2	1	1	100.0%
	保育士・幼稚園教諭	22	3	19	9	1	8	40.9%
	保健師	7	0	7	2	0	2	28.6%
合計	138	82	56	33	14	19	23.9%	

※合格者数は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間において採用試験を実施し、合格した者の人数です。

③退職の状況（平成30年度）

任命権者	会計	定年	普通	死亡	懲戒免職	分限免職	失職	計
市長	一般	11	20					31
	水道	0	0					0
	病院	3	3					6
教育	一般	3	4					7
計		17	27	0	0	0	0	44

※ 退職の状況には、派遣職員を含んでいます。

④部門別職員数の増減とその主な理由（各年4月1日現在）

（単位：人）

部門		平成30年	令和元年	増減	主な増減理由	部門		平成30年	令和元年	増減	主な増減理由
一般行政	議会	6	6	0		特別行政	教育	122	122	0	
	総務企画	156	158	2	組織改編に伴う増員		消防			0	
	税務	36	36	0			小計	122	122	0	
	民生	219	214	-5	嘱託職員の配置による減員	公営企業等会計	病院	78	76	-2	正規職員を再任用（短時間）の職員としたことによる減員
	衛生	32	33	1	育児休業職員の補充に伴う増員		水道	25	25	0	
	労働	6	6	0			下水道	17	15	-2	次長兼務課長の配置等に伴う減員
	農林水産	27	29	2	組織改編に伴う増員		その他	51	52	1	事務移管に伴う増員
	商工	13	14	1	組織改編に伴う増員		小計	171	168	-3	
	土木	57	58	1	理事員（再任用フルタイム）の新規配置に伴う増員	合計	845	844	-1		
	小計	552	554	2							

（注） 平成31年地方公共団体定員管理調査に基づく数値です。

（注） 特別行政の教育欄は教育委員会事務局職員の人数であり、市内小中学校の教員は含まれません。

(2) 人事評価の状況

①人事評価制度について

職員の能力や実績を適正に評価することで人材育成につなげるとともに、評価結果を人事管理や給与等に活用します。

②評価方法の概要

- ・能力評価
一定期間内に職員が発揮した能力や職務への取組姿勢、態度を評価指標に基づき評価します。
- ・実績評価
一定期間内に職員が挙げた業績を目標管理の手法を用いて評価します。

③評価期間

- ・能力評価
前期 平成30年4月1日～平成30年8月31日
後期 平成30年9月1日～平成31年1月31日
- ・実績評価 通年 平成30年4月1日～平成31年3月31日

④対象者

種別	人数(人)
一般事務・技術系職員及び保健師他	620
技能労務職	23
保育士・幼稚園教諭	156
医師、看護師、医療技術職他	67
合計	866

④評価結果(平成30年度後期分における成績区分)

能力評価及び実績評価をもとに以下のとおり5段階評価を行います。

総合評価	S	A	B	C	D	計
人数(人)	0	0	865	1	0	866
割合(%)	0.0	0.0	99.9	0.1	0.0	100.0

※Sが最も成績が良い場合、Dが最も悪い場合となります。

【参考】

評価する際の基準は以下のとおり。

区分	評価基準	点数区分
S	特に優秀	90点～100点
A	優秀	80点～89点
B	良好	40点～79点
C	良好でない	30点～39点
D	特に良好でない	20点～29点

(3) 職員の給与の状況

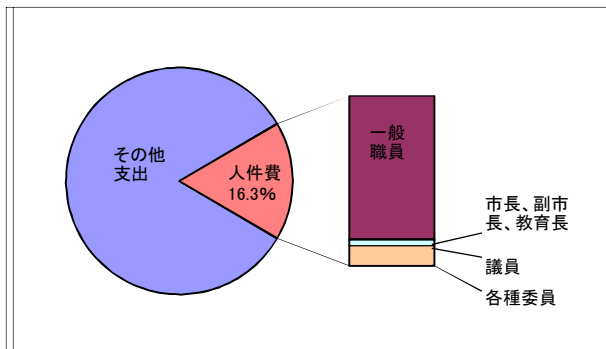
②人件費の状況 (平成30年度普通会計決算)

年度	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
H30	41,409,766千円	6,758,460千円	16.3%

人件費の内訳

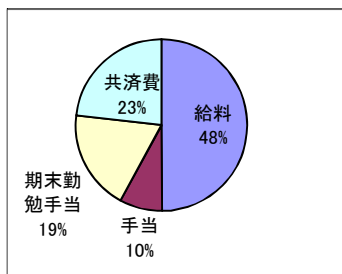
一般職員に関する人件費	5,192,015千円
市長、副市長、教育長	49,418千円
議員に関する人件費	175,100千円
各種委員に対する人件費	1,341,927千円
合 計	6,758,460千円

(注) 対象者は、①部門別職員数の合計のうち普通会計に属する職員です。



③職員給与費の状況 (平成30年度普通会計決算)

給与費



職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
611人	2,479,481千円	520,012千円	1,006,733千円	4,006,226千円	6,557千円
	61.9%	13.0%	25.1%	100.0%	

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 対象者は、普通会計に属する職員で年間無給休業者等 (21人) を除きます。

共済費

職員数 (A)	共 済 費					計 (B)	一人当たり共済費 (B/A)
	地方公務員共済組合負担金	公立学校共済組合負担金	市町村職員互助会負担金	退職手当組合負担金	地方公務員災害補償基金負担金		
632人	798,548千円	25,400千円	8,028千円	347,557千円	6,256千円	1,185,789千円	1,876千円

(注) 1 共済費とは一般企業の社会保険料、労働保険料にあたるものです。

2 共済費には休業者 (21人) を含みます。

3 甲賀市は滋賀県市町村職員退職手当組合に加入し、退職金は退職手当組合から支給しています。

④職員手当の状況 (平成30年度普通会計決算)

扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	管理職手当	管理職特別勤務手当	合計
65,775千円	76,805千円	24,007千円	51,943千円	20千円	166,660千円	351千円	66千円	2,930千円	131,455千円	0千円	520,012千円

⑤職員手当の内容（平成30年度）

区分	甲賀市	国																														
期末・勤勉手当	(支給割合)																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225月分</td> <td>0.900月分</td> <td>2.125月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375月分</td> <td>0.950月分</td> <td>2.325月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.600月分</td> <td>1.850月分</td> <td>4.450月分</td> </tr> </tbody> </table>			期末	勤勉	計	6月期	1.225月分	0.900月分	2.125月分	12月期	1.375月分	0.950月分	2.325月分	計	2.600月分	1.850月分	4.450月分														
			期末	勤勉	計																											
	6月期		1.225月分	0.900月分	2.125月分																											
12月期	1.375月分	0.950月分	2.325月分																													
計	2.600月分	1.850月分	4.450月分																													
※職制上の段階、職務の級等による加算措置 有																																
扶養手当	(支給額)																															
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>父母等</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>満16歳になる年度から満22歳になる年度末まで</td> <td>加算 5,000円</td> </tr> </tbody> </table>		配偶者	6,500円	子	10,000円	父母等	6,500円	満16歳になる年度から満22歳になる年度末まで	加算 5,000円																						
	配偶者		6,500円																													
	子		10,000円																													
父母等	6,500円																															
満16歳になる年度から満22歳になる年度末まで	加算 5,000円																															
住居手当	(支給額) (月額)																															
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>借家・借間（最高限度）</td> <td>27,000円</td> </tr> </tbody> </table>		借家・借間（最高限度）	27,000円																												
借家・借間（最高限度）	27,000円																															
通勤手当	(支給額)	<p>手当は国の制度に準じています</p>																														
	公共交通機関利用（最高限度） 55,000円 /月																															
	交通用具使用（月額）																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>距離（片道）</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2km未満</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2km以上5km未満</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>5km以上10km未満</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>10km以上15km未満</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>15km以上20km未満</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>20km以上25km未満</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>25km以上30km未満</td> <td>15,800円</td> </tr> <tr> <td>30km以上35km未満</td> <td>18,700円</td> </tr> <tr> <td>35km以上40km未満</td> <td>21,600円</td> </tr> <tr> <td>40km以上45km未満</td> <td>24,400円</td> </tr> <tr> <td>45km以上50km未満</td> <td>26,200円</td> </tr> <tr> <td>50km以上55km未満</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>55km以上60km未満</td> <td>29,800円</td> </tr> <tr> <td>60km以上</td> <td>31,600円</td> </tr> </tbody> </table>		距離（片道）	金額	2km未満	—	2km以上5km未満	2,000円	5km以上10km未満	4,200円	10km以上15km未満	7,100円	15km以上20km未満	10,000円	20km以上25km未満	12,900円	25km以上30km未満	15,800円	30km以上35km未満	18,700円	35km以上40km未満	21,600円	40km以上45km未満	24,400円	45km以上50km未満	26,200円	50km以上55km未満	28,000円	55km以上60km未満	29,800円	60km以上	31,600円
	距離（片道）		金額																													
	2km未満		—																													
	2km以上5km未満		2,000円																													
	5km以上10km未満		4,200円																													
	10km以上15km未満		7,100円																													
	15km以上20km未満		10,000円																													
	20km以上25km未満		12,900円																													
	25km以上30km未満		15,800円																													
	30km以上35km未満		18,700円																													
	35km以上40km未満		21,600円																													
	40km以上45km未満		24,400円																													
45km以上50km未満	26,200円																															
50km以上55km未満	28,000円																															
55km以上60km未満	29,800円																															
60km以上	31,600円																															

特殊勤務手当 (平成30年度普通会計決算)	支給総額	20,000円
	職員全体に占める 手当支給職員の割合	2.6%
	支給職員1人当たり 平均支給年額	1,333円
	支給した手当の種類 (手当数)	1

時間外勤務手当 (普通会計決算)	年度	支給総額 (A)	臨時的な時間外手当 (選挙の投開票等) (B)	差引通常経費 (A) - (B) = (C)	対象者 数 (D)	職員1人当たり 平均支給年額 (C) / (D)
	30年度	166,660千円	13,760千円	152,900千円	437	349,886円
	29年度	162,992千円	14,692千円	148,300千円	457	324,508円

(注) 時間外勤務手当の支給対象者は平成30年度普通会計の職員数632人の内、管理職195人を除く437人です。

⑥職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在普通会計）

区分	一般行政職 634名		医療職 25名		技能労務職 17名	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
普通会計	315,686円	41歳4月	323,256円	43歳3月	295,182円	52歳3月

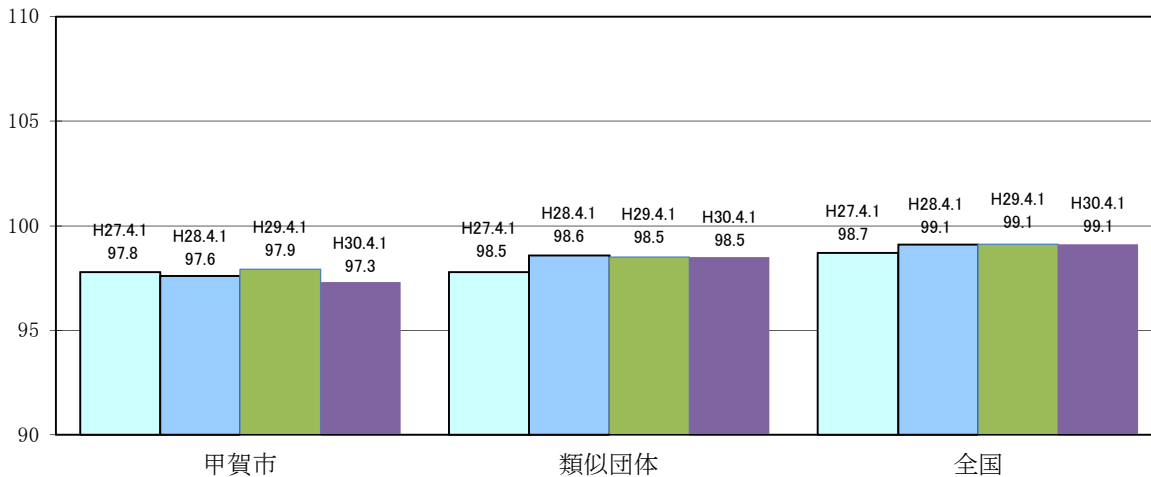
⑦職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在普通会計）

区分	甲賀市		国		
	決定初任給	採用2年経過日給料月額	決定初任給	採用2年経過日給料月額	
一般行政職	大学卒	180,700円	192,400円	180,700円	192,400円
	短大卒	161,300円	172,800円	161,300円	172,800円
	高校卒	148,600円	157,000円	148,600円	157,000円

⑧職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在普通会計）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	248,907円	287,282円	339,211円
	短大卒	222,917円	268,300円	309,240円
	高校卒	—	—	300,600円

⑨国との給料月額の水準比較（ラスパイレス指数※）の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料月額を100とみなした場合の指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 甲賀市では平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、国家公務員の給与減額を踏まえた臨時特例措置として平均5.7%の給料の減額を行っています。

⑩一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在普通会計）

区分	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職務の名称	主事	主事	主査	係長	課長補佐
職員数	50人	105人	174人	114人	88人
構成比	7.9%	16.6%	27.4%	18.0%	13.9%
区分	6級	7級			計
標準的な職務の名称	課長	次長 部長			
職員数	59人	44人			634人
構成比	9.3%	6.9%			100.0%

- (注) 1 甲賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務の名称とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①一般職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間		休憩		
		開始時刻	終了時刻	時間	開始時刻	終了時刻
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	60分	11:30から13:30までの間に1時間	

※ 休憩については、11:30～12:30と12:30～13:30の2部に分け、交代で取得するようにしています。

②一般職員の年次有給休暇の取得状況（平成30年分）

平均取得日数	消化率
10.0	25.8%

(注) 1 平成30年1月1日から平成30年12月31日までの全期間を在職した一般職員の状況です。

③特別休暇等の制度概要

種 類		付与日数	備考
病気休暇		必要期間	90日以内
特別休暇	選挙権等行使休暇	必要期間	
	証人等による出頭休暇	必要期間	裁判員制度対応
	骨髄提供のための休暇	必要期間	
	ボランティア休暇	5日以内	
	結婚休暇	5日以内	
	産前休暇	出産日までの8週間以内	
	産後休暇	出産日の翌日から8週間以内	
	育児時間	1日2回各30分	
	妻の出産	3日以内	
	育児参加	5日以内	妻の産前・産後休暇の期間内
	子の看護のための休暇 (小学校就学の始期に達するまでの子)	5日または10日以内	子が二人以上の場合は10日以内
	短期介護	5日または10日以内	要介護者が二人以上の場合は10日以内
	忌引	1日～10日	親族関係により異なる
	父母追悼	1日	父母（死亡後15年以内に限る）
	夏季休暇	5日以内	6月～10月の間
	災害・事故休暇	必要期間	
	生理休暇	2日以内	
	妊婦の通勤緩和	1日を通じて1時間を超えない範囲	
	妊婦の健康診断等休暇	必要期間	母子保健法に基づく健康診断等
	妊娠障害（つわり）	7日以内	
未来の子ども休暇（有給）	1月～12月において12日の範囲内で取得		
未来の子ども休暇（無給）	継続する治療ごとに、通算して6ヶ月を超えない範囲で医師が指定する期間内において必要と認められる期間取得		
介護休暇	必要期間	通算6ヶ月（分割3回可） 時間単位も可	
介護時間	介護状態が続く3年の間	1日につき始業または終業時間に連続する2時間以内	

(5) 職員の休業に関する状況（平成30年度）

①自己啓発休業及び修学部分休業制度の取得状況

（単位：人）

制度	女性	男性	合計
自己啓発等休業	0	0	0
修学部分休業	0	0	0

・自己啓発休業の承認期間

（単位：人）

	承認期間			計
	1年未満	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	
女性	0	0	0	0
男性	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

・修学部分休業の承認期間

（単位：人）

	1週間の取得時間（平均）				合計
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下	
女性	0	0	0	0	0
男性	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

②育児休業及び部分休業の取得状況

（単位：人）

区分	育児休業取得状況		
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
男性	0	1	0
女性	15	11	4
合計	15	12	4

（単位：人）

区分	平成30年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の育児休業取得状況			
	育児休業 対象者数	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
男性	20	0	1	0
女性	30	15	11	4
合計	50	15	12	4

(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況

①分限処分者数（平成30年度）

（単位：延べ人）

処分の種類 処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			62		62
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、 過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由による場合					0
合計	0	0	62	0	62

②懲戒処分者数（平成30年度）

（単位：人）

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用関係（給与不正領得、受験採用虚偽行為等）					0
一般服務関係（職務専念義務違反、職務命令違反等）					0
一般非行関係（傷害等刑法違反等）					0
収賄等関係（収賄、横領等）					0
道路交通法違反					0
監督責任					0
合計	0	0	0	0	0

(7) 職員のサービスの状況（(6)②懲戒処分者数（平成30年度）の一般服務関係の内訳）

区分	内容	違反者数
命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない	0
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない	0
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0
政治行為の制限	職員は政治活動等をしてはならない。	0
争議行為等の禁止	職員はストライキ等をしてはならない。	0
営利企業等従事制限	自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも、許可を得ず従事してはならない。	0
その他	その他の違反行為 (通常業務処理不適正)	0

(8) 職員の退職管理の状況（平成30年度）

地方公務員法に定める退職職員の働きかけ規制の実施に向け、平成27年度において規則を整備しました。

(9) 職員の研修の状況（平成30年度）

①研修の状況

研修区分	受講者数（人）	研修内容
一般研修	2,338	<ul style="list-style-type: none">・新規採用職員研修・階層別職員研修（主事級、主査級、課長補佐級など）・管理職研修（意識改革）・一般行政職員人材育成研修・管理職リスクマネジメント研修（部長級～課長補佐級）・管理職研修（コンプライアンス・不祥事再発防止）・管理職人権研修（ハラスメント防止）・セクハラ・パワハラ相談員研修・職場接遇リーダー研修・職場人権リーダー研修・湖南市、甲賀市合同一般行政職員研修
人権問題研修	1,154	<ul style="list-style-type: none">・課題別人権研修（フォローアップ研修含む）
派遣研修（一般研修）	133	<ul style="list-style-type: none">・滋賀県市町村職員研修センター
〃（専門研修）	213	<ul style="list-style-type: none">・先進地視察研修（金沢市、岡山県井原市など）・全国市町村国際文化研究所、市町村アカデミー・滋賀県市町村職員研修センター・滋賀県建設技術センター

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

甲賀市職員の福利厚生事業は地方公務員法第42条に基づき、福祉の増進を図る目的で実施しており、市民の皆様の理解が得られるよう常に点検、見直しを行っています。

①職員の健康管理に関する状況（平成30年度）

名称	対象者	受診対象者(人)	受診者数(人)	受診率(%)
一般定期健康診断	滋賀県市町村職員共済組合員及び社会保険に加入している臨時・嘱託職員	1,399	1,346	96.21
特殊健康診断	エックス線もしくはエチレンオキシドを扱う業務に従事する職員	16	16	100.00
深夜業健康診断	深夜業が勤務に組み込まれている職員、又は6カ月間で24回以上もしくは1ヶ月当たり4回以上深夜業務に従事した職員	50	50	100.00
胃検診	35歳以上職員	1120	842	75.17
大腸検診	35歳以上職員	1120	963	85.98
子宮頸がん検診	20歳以上で、満年齢が奇数年齢の女性職員	423	313	73.99
乳がん検診	20歳以上で、満年齢が偶数年齢の女性職員	429	346	80.65

②公務災害及び通勤災害認定件数（平成30年度）

職員が仕事にけがをしたり、出勤あるいは退勤の途中で事故にあたりした場合に、その身体的な損害を補償します。

(単位：件)

加入団体	公務災害	通勤災害
地方公務員災害補償基金滋賀県支部	4	0

③職員互助会の状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条及び甲賀市職員の共済制度に関する条例（平成16年甲賀市条例第28号）に基づいて実施しています。

甲賀市では滋賀県下の一部市町等が共同で構成する一般財団法人 滋賀県市町村職員互助会へ委託し福利厚生事業を行っているほか、任意加入による甲賀市職員互助会が一部事業を行っています。

一般財団法人 滋賀県市町村職員互助会の運営については、会員が負担する会費、公費から支出する負担金その他収入をもって事業を行っています。

甲賀市職員互助会は甲賀市の職員のみを対象として福利厚生事業を実施する団体であり、市からの公費の負担は行っていません。会費は、一人一月600円を負担しています。

また、最近の社会情勢の中、時代に即した事業を実施するため、事業の見直しを行っています。

1. 会員数、掛金負担金額等

項目	互助会	一般財団法人 滋賀県市町村職員互助会	甲賀市職員互助会
会員数	平成29年4月1日現在	5,559 人	822 人
	平成30年4月1日現在	5,543 人	803 人
会員掛金	平成29年度決算額	78,897,959 円 (標準報酬月額総額×3.3/1000)	5,911,800 円 (600円)
	平成30年度予算額	79,200,000 円 (標準報酬月額×3.3/1000)	5,760,000 円 (600円)
公費補助 (負担金)	平成29年度決算額	66,365,897 円 (標準報酬月額総額×2.7/1000)	0 円
	平成30年度予算額	66,600,000 円 (標準報酬月額総額×2.7/1000)	0 円
会員一人当たりの公費補助金額	平成29年度決算額	11,938 円	0 円
	平成30年度予算額	12,015 円	0 円

2. (財) 滋賀県市町村職員互助会の主な事業内容

事業の種類	主 な 事 業 内 容
公益事業	講演会等の開催に伴う費用に対する助成、特別寄付
福利事業	傷病見舞金、家族傷病見舞金、結婚祝金、出産祝金、入学祝金、永年在会祝金、せん別金、会員特別給付金、弔慰金、家族弔慰金、非常災害見舞金、長期療養会員見舞金、銀婚慶祝、住宅支援事業
<貸付事業>	平成21年度から廃止
厚生事業	家庭用常備薬等の配布、人間ドック・脳ドック受検費用の補助、スポーツ・文化事業、リフレッシュ事業、子育て支援事業、研修会等参加費用の補助、国内・海外旅行代金の割引、ワーク・ライフ・バランス実現支援事業、互助会契約施設の利用
保険事業	団体終身保険、団体地方公務員賠償責任保険

※ 詳しい事業内容については「滋賀県市町村職員互助会」のホームページに掲載されています。

3. 甲賀市職員互助会の主な事業内容

事業の種類	主 な 事 業 内 容
共済事業	結婚祝金、出生祝金、弔慰金、傷病見舞金、退職せん別金
福利厚生事業	甲賀市史購入補助、インフルエンザ予防接種助成

(11) 公平委員会の業務の状況

①勤務条件に関する措置の要求の状況

	平成30年度要求件数	0
措置要求の概要		

②不利益処分に関する不服申立ての状況

	平成30年度要求件数	0
不服申立ての概要		

③その他

	平成30年度要求件数	0
処理の概要		